「でんさいネットサービス」利用規定

「でんさいネットサービス」利用規定（以下「本規定」といいます）は、株式会社みずほ銀行（以下「当行」といいます）が提供する「でんさいネットサービス」（以下「本サービス」といいます）の利用に関して定めたものです。本サービスの申込者（以下「契約者」といいます）は、本規定の内容を理解し、本規定の各条項と株式会社全銀電子債権ネットワーク（以下「でんさいネット」といいます）の定める「株式会社全銀電子債権ネットワーク業務規程」（以下「業務規程」といいます）および「株式会社全銀電子債権ネットワーク業務規程細則」（以下「業務規程細則」といい、業務規程と併せて「業務規程等」といいます）を承認の上で、本サービスの申込を行うものとします。

第1条　本サービスの内容

本規定における本サービスとは、契約者が契約者のパーソナルコンピュータ等（以下「端末」といいます）により、当行のインターネットバンキング（以下「IB」といいます）を介して、でんさいネットおよび当行と契約者との取引に関するデータを授受し、でんさいネットおよび当行がかかる取引の手続を行うサービスをいいます。本サービスの内容は、業務規程等および第 4 条から第 12 条までに定めるとおりとします。

第2条　本サービスの申込

1. 申込方法

契約者は、本サービスの利用申込にあたっては、本規定の内容を承認の上、当行所定の申込書に必要事項を記入し、本人確認のための当行所定の書類と併せて当行に提出するものとします。また、当行は、提出された申込書の内容についてでんさいネットに提供するものとします。

2. 申込口座および手数料引落口座の届出

本サービスの利用申込に際しては、契約者は、申込口座（業務規程細則に定める「決済口座」に相当する口座をいいます。以下同じ）および手数料引落口座（本規定第 13 条第 3 項(1)に規定する手数料を引き落とす口座をいいます。以下同じ）を申込書により当行に届け出るものとします。ただし、契約者が申込口座および手数料引落口座として指定することができる預金口座は、当行の国内本支店における契約者本人名義の預金口座のうち当行が認めたものに限るものとします。また本サービスの申込口座に、為替による振込（この預金口座を債権者口座とする電子記録債権に係る口座間送金決済による入金を含みます。）のみ入金される口座（以下、振込入金専用口座といいます。）を利用する場合の手数料引落口座については、当該振込入金専用口座の利用に関して設定している手数料引落口座と同一とし、その手数料引落口座が契約者本人名義以外の預金口座である場合には、契約者は、その預金口座の保有者（以下「手数料引落口座保有者」といいます）から、本サービスによる手数料引落が行われることについて承諾を得るものとします。

3. 利用制限

契約者は当行に対し、次に掲げる記録の請求を制限する措置を求めることができるものとします。なお、契約者が利用制限措置の解除を希望する場合には、当行に対し、その旨を申し出るものとします。

①発生記録の請求
②契約者を譲受人とする譲渡記録の請求
③契約者を電子記録保証人とする単独保証記録の請求

4. 申込承諾

（1） 当行は、契約者が本条第 6 項に定める利用者要件を充足していることを確認の上、申込に対して承諾する場合には、契約者の利用者番号、取引店、申込口座の口座番号および利用開始日等を記載したでんさいネットサービスご利用開始のお知らせ等必要な書類を送付します。でんさいネットサービスご利用開始のお知らせ等の書類送付先は、原則、契約者の届出住所とします。なお、契約者が申込をした場合でも、当行の判断によりこれを承諾することができない場合があるほか、承諾する場合でも、一部のサービスについて利用を認めない等の条件を付して承諾する場合があります。

（2） 前記(1)により当行が承諾した場合には、本サービスの利用契約（以下「利用契約」といいます）が当行およびでんさいネットと契約者との間で締結され、前記(1)の通知に記載された利用開始日に、その効力を生じるものとします。

5. 不備のある場合

契約者が提出する申込書および届出の記載に不備がある場合には、改めて申込書の提出および届出を要するものとします。この場合、既に提出された記載に不備のある申込書および届出書類の返送、廃棄等の処理については、法律上要求される個人情報の保護を前提とし、当行の判断により行うものとします。

6. 利用者要件

本サービスの利用にあたっては、契約者は、業務規程で定める利用契約の締結要件に加え、次の要件を満たす必要があります。

（1） 契約者が当行に以下の預金口座を有しており、かつ、当該口座を申込口座に指定すること
①第 5 条第 1 項①で定める発生記録（債務者請求方式）に係る取引を利用する場合は、当座預金
②第 5 条第 1 項①で定める発生記録（債務者請求方式）に係る取引を利用しない場合は、当座預金または普通預金

（2） 契約者がみずほ e-ビジネスサイトまたはみずほビジネス WEB のいずれかの IB の契約を当行と締結していること

第3条　でんさいライトサービスとの併用不可

当行の「でんさいライトサービス」と本サービスとを併せて契約することはできません。

第4条　債権情報照会サービス

当サービスは、契約者の照会に基づいて、当行が、でんさいネットに登録されている契約者が利害関係を有する債権記録情報を提供するサービスです。

第5条　債権発生請求サービス

1. 債権発生請求サービスの内容
当サービスは、契約者が契約者の端末から当行所定のフォーマットにて作成したデータを送信することにより、以下の取引について、でんさいネットにおける記録を当行に依頼し、当行がこれをでんさいネットに取次ぐサービスです。

①発生記録（債務者請求方式）に係る取引
②発生記録（債権者請求方式）に係る取引

2. 発生記録の依頼
（1） 当サービスによる発生記録の依頼に際しては、契約者は、業務規程等に基づき、でんさいネット所定の情報を指定するものとします。
（2） 当サービスによる発生記録の依頼は、当行所定の時限までに当行がデータを受信したもののみを受け付けるものとします。

3. 発生記録の成立
（1） 当行は、当行所定の方法で、発生記録の依頼内容を契約者に確認し、契約者はその内容が正当か否かを確認のうえ、依頼内容の確定または依頼の取消を当行に通知します。契約者からの通知内容が依頼内容の確定であった場合、当行はでんさいネットへ記録依頼を行い、でんさいネットでの記録が完了した時点で、契約者が依頼した発生記録が成立するものとします。ただし、発生記録（債権者請求方式）による依頼の場合は、当該発生記録の債務者となる者が取引内容を承諾した場合に限り、契約者が依頼した発生記録が成立するものとします。
（2） 契約者に対し、債務者として債権者請求方式による発生記録の諾否依頼があった場合、当行は、当行所定の方法で、発生記録の依頼内容を契約者に確認し、契約者は依頼内容を確認のうえ、諾否を当行に通知します。契約者が依頼内容の承諾を通知することによって、でんさいネットでの記録が完了し、債権者の依頼した発生記録が成立します。なお、契約者は諾否をでんさいネット所定の期日内に当行に通知するものとし、所定の期日内に諾否を当行に通知しなかった場合、契約者が依頼内容を否認したものとみなします。

4. 発生記録の成立後の変更または取消
（1） 契約者が債務者請求方式により成立した発生記録の債権者であり、発生記録の成立後にその記録の取消を行う場合は、でんさいネット所定の期日内に契約者が端末から当行所定の方法により依頼の取消に関するデータを送信し、当行が受け付けた場合、でんさいネットに対して、取消に関する記録の依頼を行うものとします。
（2） 前記(1)の方法にて処理できる場合を除き、発生記録の成立後にその記録の変更または取消を行う場合は、第 9 条に定める変更記録を行うことにより処理するものとします。

第6条　債権譲渡請求サービス

1. 債権譲渡請求サービスの内容
当サービスは、契約者が契約者の端末から当行所定のフォーマットにて作成したデータを送信することにより、譲渡記録（電子記録債権の一部譲渡に係る記録の場合は、分割記録も含みます。以下同じ）に係る取引について、でんさいネットにおける記録を当行に依頼し、当行がこれをでんさいネットに取次ぐサービスです。なお、契約者が譲渡人として譲渡記録を依頼する場合には、契約者を電子記録保証人とする譲渡保証記録の依頼も同時に行われるものとします。

2. 譲渡記録の依頼
（1） 当サービスによる譲渡記録の依頼に際しては、契約者は、業務規程等に基づき、でんさいネット所定の情報を指定するものとします。
（2） 当サービスによる譲渡記録の依頼は、当行所定の時限までに当行がデータを受信したもののみを受け付けるものとします。

3. 譲渡記録の成立
当行は、当行所定の方法で、譲渡記録の依頼内容を契約者に確認し、契約者はその内容が正当か否かを確認のうえ、依頼内容の確定または依頼の取消を当行に通知します。契約者からの通知内容が依頼内容の確定であった場合、当行はでんさいネットへ記録依頼を行い、でんさいネットでの記録が完了した時点で、契約者が依頼した譲渡記録が成立するものとします。

4. 譲渡記録の成立後の変更または取消
（1） 契約者が成立した譲渡記録の譲受人であり、譲渡記録の成立後にその記録の取消を行う場合は、でんさいネット所定の期日内に契約者が端末から当行所定の方法により依頼の取消に関するデータを送信し、当行が受け付けた場合、でんさいネットに対して、取消に関する記録の依頼を行うものとします。
（2） 前記(1)の方法にて処理できる場合を除き、譲渡記録の成立後にその記録の変更または取消を行う場合は、第 9 条に定める変更記録を行うことにより処理するものとします。

第7条　債権一括請求サービス

1. 債権一括請求サービスの内容
当サービスは、契約者が契約者の端末から当行所定のフォーマットにて作成したデータを送信することにより、以下の取引について、でんさいネットにおける記録を当行に依頼し、当行がこれをでんさいネットに取次ぐサービスです。

①多数の発生記録（債務者請求方式）を一括して行う取引
②多数の発生記録（債権者請求方式）を一括して行う取引
③多数の譲渡記録を一括して行う取引

2. 記録の依頼
記録の依頼については、記録の種類に応じて、第 5 条第 2 項、第 6 条第 2 項に準じて取扱うものとします。

3. 記録の成立
記録の成立については、記録の種類に応じて、第 5 条第 3 項、第 6 条第 3 項に準じて取扱うものとします。

4. 記録の成立後の変更または取消
記録の変更または取消については、記録の種類に応じて、第 5 条第 4 項、第 6 条第 4 項に準じて取扱うものとします。

第8条　支払等記録請求サービス

1. 支払等記録請求サービスの内容
当サービスは、契約者が契約者の端末から当行所定のフォーマットにて作成したデータを送信することにより、支払等記録に係る取引について、でんさいネットにおける記録を当行に依頼し、当行がこれをでんさいネットへ取次ぐサービスです。

2. 支払等記録の依頼
（1） 当サービスによる支払等記録の依頼に際しては、契約者は、業務規程等に基づき、でんさいネット所定の情報を指定するものとします。
（2） 当サービスによる支払等記録の依頼は、当行所定の時限までに当行がデータを受信したもののみを受け付けるものとします。

3. 支払等記録の成立
（1） 当行は、当行所定の方法で、支払等記録の依頼内容を契約者に確認し、契約者はその内容が正当か否かを確認のうえ、依頼内容の確定または依頼の取消を当行に通知します。契約者からの通知内容が依頼内容の確定であった場合、当行はでんさいネットへ記録依頼を行い、でんさいネットでの記録が完了した時点で、契約者が依頼した支払等記録が成立するものとします。ただし、契約者が支払等記録の対象となる電子記録債権の債権者でない場合は、当該電子記録債権の債権者が取引内容を承諾した場合に限り、契約者が依頼した支払等記録が成立するものとします。
（2） 契約者に対し、債権者として支払等記録の諾否依頼があった場合、当行は、当行所定の方法で、支払等記録の依頼内容を契約者に確認し、契約者は依頼内容を確認のうえ、諾否を当行に通知します。契約者が依頼内容の承諾を通知することによって、でんさいネットでの記録が完了し、債務者等の依頼した支払等記録が成立します。なお、契約者は諾否をでんさいネット所定の期日内に当行に通知するものとし、所定の期日内に諾否を当行に通知しなかった場合、契約者が依頼内容を否認したものとみなします。

4. 支払等記録の成立後の変更または取消
支払等記録の成立後にその記録の変更または取消を行う場合には、第 9 条に定める変更記録を行うことにより処理するものとします。

第9条　変更記録請求サービス

1. 変更記録請求サービスの内容
当サービスは、契約者が契約者の端末から当行所定のフォーマットにて作成したデータを送信することにより、変更記録に係る取引について、でんさいネットにおける記録を当行に依頼し、当行がこれをでんさいネットへ取次ぐサービスです。

2. 変更記録の依頼
（1） 当サービスによる変更記録の依頼に際しては、契約者は、業務規程等に基づき、でんさいネット所定の情報を指定するものとします。
（2） 当サービスによる変更記録の依頼は、当行所定の時限までに当行がデータを受信したもののみを受け付けるものとします。

3. 変更記録の成立
（1） 当行は、当行所定の方法で、変更記録の依頼内容を契約者に確認し、契約者はその内容が正当か否かを確認のうえ、依頼内容の確定または依頼の取消を当行に通知します。契約者からの通知内容が依頼内容の確定であった場合、当行はでんさいネットへ記録依頼を行い、利害関係人の承諾が得られ、でんさいネットでの記録が完了した時点で、契約者が依頼した変更記録が成立するものとします。
（2） 契約者に対し、利害関係人として変更記録の諾否依頼があった場合、当行は、当行所定の方法で、変更記録の依頼内容を契約者に確認し、契約者は依頼内容を確認のうえ、諾否を当行に通知します。契約者が依頼内容の承諾を通知することによって、でんさいネットでの記録が完了し、記録請求者の依頼した変更記録が成立します。なお、契約者は諾否をでんさいネット所定の期日内に当行に通知するものとし、所定の期日内に諾否を当行に通知しなかった場合、契約者が依頼内容を否認したものとみなします。

4. 利害関係人が 3 名以上いる場合等の変更記録の依頼および成立
契約者が依頼する変更記録について利害関係人（変更記録を依頼した者を含みます）が 3 名以上いる場合その他データ送信による変更記録の依頼ができない場合には、第 1 項および第 2 項(2)の規定にかかわらず、契約者は申込口座がある当行本支店の窓口において、所定の手続に従い変更記録の依頼を行うものとします。また、その場合、第 3 項の規定にかかわらず、所定の手続が行われ、でんさいネットでの記録が完了した時点で、契約者の依頼した変更記録が成立するものとします。

5. 変更記録の成立後の変更または取消
変更記録の成立後にその記録の変更または取消を行う場合には、本条に定める変更記録を行うことにより処理するものとします。

第10条　保証記録請求サービス

1. 保証記録請求サービスの内容
当サービスは、契約者が契約者の端末から当行所定のフォーマットにて作成したデータを送信することにより、保証記録に係る取引について、でんさいネットにおける記録を当行に依頼し、当行がこれをでんさいネットへ取次ぐサービスです。

2. 保証記録の依頼
（1） 当サービスによる保証記録の依頼に際しては、契約者は、業務規程等に基づき、でんさいネット所定の情報を指定するものとします。
（2） 当サービスによる保証記録の依頼は、当行所定の時限までに当行がデータを受信したもののみを受け付けるものとします。

3. 保証記録の依頼内容の確定
（1） 当行は、当行所定の方法で、保証記録の依頼内容を契約者に確認し、契約者はその内容が正当か否かを確認のうえ、依頼内容の確定または依頼の取消を当行に通知します。契約者からの通知内容が依頼内容の確定であった場合、当行はでんさいネットへ記録依頼を行い、電子記録保証人の承諾が得られ、でんさいネットでの記録が完了した時点で、契約者が依頼した保証記録が成立するものとします。
（2） 契約者に対し、電子記録保証人として保証記録の諾否依頼があった場合、当行は、当行所定の方法で、保証記録の依頼内容を契約者に確認し、契約者は依頼内容を確認のうえ、諾否を当行に通知します。契約者が依頼内容の承諾を通知することによって、でんさいネットでの記録が完了し、債権者の依頼した保証記録が成立します。なお、契約者は諾否をでんさいネット所定の期日内に当行に通知するものとし、所定の期日内に諾否を当行に通知しなかった場合、契約者が依頼内容を否認したものとみなします。

4. 保証記録の成立後の変更または取消
保証記録の成立後にその記録の変更または取消を行う場合には、第 9 条に定める変更記録を行うことにより処理するものとします。

第11条　口座間送金決済サービス

1. 口座間送金決済サービスの内容
（1）当サービスは、電子記録債権に係る債務について、支払期日（支払期日が銀行休業日の場合、その翌銀行営業日とします。以下同じ）に債務者の決済口座から債権者の決済口座（以下「債権者口座」といいます）に支払うべき金額（以下「決済金額」といいます）を振り込むことにより口座間送金決済を行うサービスです。
（2）契約者を債務者とする電子記録債権の決済は、支払期日に、普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、払戻請求書、キャッシュカードまたは小切手の提出を受けることなく、決済金額相当額を申込口座から引き落とす方法により支払うことにより行われるものとします。契約者は、支払期日の前銀行営業日までに、決済金額を申込口座に入金するものとします。
（3）口座間送金決済に関し、同一の日に申込口座からの電子記録債権の決済に係る引落以外の引落がある場合、または複数の電子記録債権の決済に係る引落がある場合には、引落の順序は、当行の定めによるものとします。
（4）当行は、前記（2）の引落完了後、でんさいネットから提供される決済情報に記載されている債権者口座あての振込通知を発信します。
（5）支払期日の所定の時限までに前記（2）の引落ができなかった場合その他業務規程等に定める場合には、当行は振込通知の発信をしないことができます。振込通知の発信を行わなかった場合、当行は契約者に生じた損害については、一切の責任を負いません。

2. 口座間送金決済の中止の申出
業務規程等に定める場合に限り、契約者は支払期日の前銀行営業日までに、当行に対し、当行所定の手続に従い、口座間送金決済の中止の申出をすることができます。

第12条　支払不能

1. 支払不能事由の通知
当行は、業務規程等に従って、次に掲げる事由のいずれかにより支払期日に口座間送金決済による支払がされなかった（支払期日の 3 銀行営業日前の日までに支払等記録がされた場合または強制執行等の記録がされた場合を除きます）電子記録債権があった場合には、直ちにその該当する事由をでんさいネットに対し通知します。
① 第 0 号支払不能事由（債務者の信用に関しない事由その他業務規程細則で定める事由）
② 第 1 号支払不能事由（資金不足その他業務規程細則で定める事由）
③ 第 2 号支払不能事由（債務者の申出により口座間送金決済を中止することができる事由として業務規程細則で定める事由）

2. 支払不能通知
当行は、でんさいネットから契約者が債務者または債権者である電子記録債権の支払不能情報が通知された場合には、契約者に対して支払不能の旨を通知します。

3. 取引停止通知
当行は、でんさいネットから契約者に対する取引停止処分が通知された場合には、契約者に対して取引停止の旨を通知します。

4. 異議申立
(1)第 2 号支払不能事由について、債務者である契約者が異議申立および異議申立預託金の預け入れを行う場合は、当行所定の手続に従って行うものとします。ただし、異議申立については、対象となる電子記録債権の支払期日の前銀行営業日までに行うものとし、異議申立預託金の預け入れについては、事前に当行と協議の上、原則として支払期日までに行うものとします。
(2)前記(1)の規定にかかわらず、第 2 号支払不能事由が不正作出である場合には、債務者である契約者は当行所定の手続に従って異議申立預託金の預け入れ免除の申立をすることができます。

第13条 本サービスの利用

1. 利用環境
本サービスの利用は、当行所定の環境を備えた端末を占有・管理する契約者に限ることとし、契約者は自己の費用、負担および責任により本サービスを利用するために必要な全ての機器、ソフトウェア等の準備およびインターネットへのアクセス等の環境整備をする必要があります。ただし、当行所定の環境が備わっていても、契約者固有の設定がなされている場合その他の事情により、本サービスを利用できないことがあります。

2. サービス取扱日・取扱時間
本サービスの取扱日・取扱時間は、当行所定の取扱日・取扱時間とします。なお、当行は、この取扱日・取扱時間を契約者に事前に通知することなく変更する場合があり、そのために契約者に生じた損害について、当行は責任を負いません。

3. 手数料
(1) 契約者は、当行に対し、本サービスの利用にかかる手数料として、当行所定の日に当行所定の金額を支払うものとします。
(2) 前記(1)の手数料は、普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、契約者または手数料引落口座保有者から預金通帳、払戻請求書、小切手またはキャッシュカードの提出を受けることなく、契約者が申込書によって当行に届け出た手数料引落口座から当行が引き落とす方法により支払うものとします。
(3) 利用契約が解約された場合において、契約者であった者は、解約後に当行に対し、業務規程等により認められている開示に係る請求を行う場合には、当行所定の金額を支払うものとします。

4. 操作マニュアル
契約者は、本サービスの利用に際しては、当行が契約者に電子交付する「でんさいネットサービス操作マニュアル」(以下「操作マニュアル」といいます)を参照し、操作マニュアルに記載された指示に従うものとします。

5. 取引内容の確認
(1) 契約者は、本サービスを利用して取引を実施した後、本サービスの取引結果照会機能、普通預金通帳の記帳または当座勘定照合表等により取引内容を確認するものとします。
(2) 前記(1)の確認の結果、万一、取引内容に相違があることが判明したときは、直ちにその旨を当行に連絡するものとします。
(3) 契約者と当行の間で取引内容について疑義が生じた場合には、当行が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取り扱います。

第14条 管理者および利用者の届出と届出内容の変更

1. 管理者および利用者
契約者は、IB における管理者を、本サービスの利用に関しての契約者における責任者(以下「管理者」といいます)とするものとします。また、契約者は、IB における利用者に対して、本サービスの利用者(以下「利用者」といいます)として本サービスの利用に関する権限を一定の範囲で付与するものとします。

2. 管理者の変更および届出内容の変更
管理者を変更する場合および管理者に関する届出内容を変更する場合は、当行所定の方法により、契約者が速やかに当行に届け出るものとします。

3. 利用者の変更および届出内容の変更
利用者を変更する場合および利用者に関する届出内容を変更する場合は、当行所定の方法により、管理者が当行に届け出るものとします。

第15条 パスワードの使用等

1. パスワードによる確認
契約者は、当行における本サービスの利用登録の完了後、IBにログインを行い、IBの画面より、本サービスを利用するものとします。そのうえで、契約者が当行所定の取引を実施する際は、管理者または利用者が承認パスワードを提示するものとし、当行は、提示された承認パスワードが事前に届出を受けている承認パスワードと一致していることが確認できた場合に限り、当該取引を実行するものとします。

2. 利用者情報の届出
管理者は、前項により本サービスを利用するにあたっては、管理者および利用者の承認パスワードを当行所定の方法により届け出るものとします。

3. 承認パスワードの変更
管理者および利用者の承認パスワードを変更する場合は、管理者が当行所定の方法により届け出るものとします。

4. 承認パスワードの管理

（1） 承認パスワードその他本サービスの利用に必要となる全ての情報および機器等については、契約者自身の責任において厳重に管理するものとし、契約者は承認パスワードを第三者に一切公開しないものとします。

（2） 管理者の承認パスワードその他の情報および機器等につき失念、紛失した場合もしくは盗難に遭った場合、または偽造、変造、盗用その他不正使用のおそれがある場合、管理者は、それらの変更の届出を行う等当行所定の手続を直ちにとるものとします。

（3） 利用者の承認パスワードその他の情報および機器等につき、失念、紛失した場合もしくは盗難に遭った場合、または偽造、変造、盗用その他不正使用のおそれがある場合は、管理者は、変更の手続を行うものとします。

5. 承認パスワード利用の一時停止と利用再開手続

本サービス利用に当たり、届出と異なる承認パスワードが、当行所定の回数を連続して入力された場合、その他当行が不正使用のおそれがあると認める場合は、当行は契約者に事前に通知することなく、当該パスワードを利用するユーザーID の利用を停止します。利用を停止されたユーザーID の利用を再開するためには、契約者は当行所定の手続をとるものとします。

第16条 海外からの利用

1. 本サービスは、海外からは、外国の法律、制度または通信事情等（以下「外国法等」といいます）により、利用することができない場合があります。契約者は、本サービスを海外から利用する場合は、当該外国法等につき事前に確認するものとします。外国法等により、契約者が本サービスを利用したことまたは利用することができなかったことに伴い損害が生じた場合であっても、当行は責任を負いません。

2. 外国法等により、特定地域で本サービスが利用できなくなった場合、当行は、本サービスの全部または一部の利用停止または解約をすることができるものとします。

第17条 反社会的勢力ではないことの表明・確約等

1. 契約者（法人の場合には、その役員等を含みます。以下本条において同じ）は、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます）に該当しないこと、および次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 契約者は、自らまたは第三者を利用して次のひとつにでも該当する行為を行わないことを確約します。

① 暴力的な要求行為
② 法的な責任を超えた不当な要求行為
③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
⑤ その他前各規定に準ずる行為

3. 契約者が、本条第 1 項の各規定のいずれかに該当し、もしくは本条第 2 項の各規定のいずれかに該当する行為をし、または本条第 1 項に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、本サービスの利用が停止され、または通知により利用契約が解約されても、契約者は異議を述べず、また、これにより契約者に損害が生じた場合でも、一切契約者の責任とし、当行は責任を負いません。これにより当行に損害を生じた場合には、契約者はその損害額を当行に支払います。

第18条 相続時の対応

契約者に相続が発生した場合は、その地位を承継した相続人等の代表者が、当行所定の手続によってその旨を届け出るものとします。なお、その場合、契約者を債務者、債権者または電子記録保証人とする未消滅の電子記録債権（以下「未消滅電子記録債権」といいます）の取引処理が所定の手続に従って完了するまで、申込口座の解約や口座名義の変更処理、および第 4 条から第 12 条までに定める本サービスの利用は行えないものとします。

第19条 届出等

1. 連絡先

当行は契約者に対し、本サービスの利用内容等について通知、照会または確認（以下「通知等」といいます）を行うことがあります。その場合、契約者が当行所定の方法により予め当行に届け出た住所・電話番号・電子メールアドレスのうちいずれかを連絡先とします。

2. 届出事項の変更

届出事項に変更がある場合および届出の印章を紛失した場合、契約者は、直ちに当行所定の方法により取引店宛に届け出るものとします。契約者が届出を怠ったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

3. 変更事項の届出がない場合の取扱
当行が本条第 1 項に定める連絡先に通知等を発信し、もしくは発送し、または書類を発送した場合には、これらが延着し、または到着しなかったときでも通常到着すべき時に到着したものとみなします。ただし、当行が契約者に対して行う電子メールによる通知等は、当行が電子メールを送信した時点で到着したものとみなします。

第20条　秘密保持

契約者は、本サービスの利用により知り得た当行の情報を第三者に漏洩しないものとします。

第21条　契約者情報の取扱い

1. 当行は、本サービスによって取得した契約者情報について、業務規程等で掲げる利用者情報の利用目的の他、契約者との間の営業活動その他の「「個人情報の保護に関する法律」に基づく公表事項」として当行のウェブページで掲載している利用目的のために利用できるものとします。

2. 当行は、本サービスによって取得した契約者情報を、前項の各利用目的のために、でんさいネット、当行の関係会社およびその他の第三者に提供することができるものとします。

第22条　免責事項

1.　通信手段の障害等
通信機器、専用電話回線、公衆電話回線、インターネットもしくはコンピュータ等の障害、または回線の不通もしくは混雑等により、本サービスの利用が不能となる場合、または本サービスの取扱が遅延となる場合があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

2. パスワードの不正使用等
第 15 条に定めるパスワードによる確認手続を経た後に行われた本サービスの利用に係る一切の行為について、当行は契約者本人による行為とみなし、承認パスワードその他の情報・機器等について偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

3. 通信経路における取引情報の漏洩等
公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路における盗聴・不正アクセス等、当行の責めによらない事由により、承認パスワードその他の本人確認に必要な情報および当行と契約者との取引に関する情報等が漏洩しても、そのために契約者に生じた損害について、当行は責任を負いません。

4. 印鑑照合
（1） 申込書の「届出印」欄に付された印影または署名が、今後作成される本サービスに関する書類に付された場合、その書類は本サービスに係る契約者の意思を表示したものとみなします。
（2） 契約者が当行に提出した書面等の印影または署名を、当行が届出の印鑑または署名と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱った場合は、それらの書面、印章、署名につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために契約者に生じた損害について、当行は責任を負いません。

5. 情報の開示
法令、規則、行政庁の命令等により本サービスに関わる情報の開示が要請された場合、当行は契約者の承諾なくして当該法令、規則、行政庁の命令等の定める手続にもとづいて当該情報を開示することがあります。当該情報を開示したことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

6. その他
（1） 当行は、契約者に対して、本サービスの利用が妨げられないこと、障害が発生しないことを保証するものではありません。
（2） 当行（以下本（2）においてIB における電子認証事業者を含みます）の責めに帰すべき事由がある場合を除き、本サービスを利用したことにより発生した損害等については、契約者が一切の責任を負うものとし、当行は責任を負いません。当行の責めに帰すべき事由（当行に故意または重大な過失がある場合を除く）がある場合における当行の損害賠償責任は、当該事由に起因する直接損害に限るものとし、いかなる場合であっても、間接損害、特別損害、付随損害その他の直接損害以外の一切の損害について賠償の責任を負わないものとします。
（3） 契約者が本サービスを契約者自身が占有・管理する端末以外の端末により利用したことによって生じた損害について、当行は責任を負いません。
（4） 災害、事変、裁判所等公的機関の措置または通信業者その他の第三者の行為等、当行の責めによらない事由によって、当行が本サービスの提供を行うことができなかった場合、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。
（5） 本サービスにおいて、契約者からの照会に基づき当行が提供した情報の内容について誤りがあった場合、当行が提供した情報の内容を変更もしくは取り消した場合、情報の提供がなされなかった場合または情報の提供が遅れた場合、そのために生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。
（6） 第 24 条または第 25 条の規定に基づき本サービスの利用が停止されもしくは廃止された場合または利用契約が解約された場合、これにより生じた損害について、当行は責任を負いません。
（7） 第 4 条から第 12 条までで定める各サービスにおいて、以下の事由によって当行が手続を行うことができないことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
①依頼データが当行の責めに帰すことのできない事由により当行に到達しなかったこと
②依頼の明細が、当行所定の方法に基づくものではないか、依頼データに瑕疵があること
③当行が依頼を受け付けた時点または手続を実行する時点で、指定された申込口座または債権者の決済口座が、解約され、または利用を制限されていること

④差押等やむをえない事情があり、当行が申込口座からの支払を不適当と認めたこと
⑤契約者が、でんさいネットまたは当行から、業務規程等または第 23 条もしくは第 2 条第 3 項に定める債務者利用停止措置または利用制限措置を受けていること
⑥当行の審査基準に合致しないことその他の理由により、当行が手続を行うことができないと判断したこと

（8） 第 5 条から第 10 条までで定める各記録の請求サービスにおいて、確定した依頼内容に従い当行が手続を実施した場合は、依頼内容に誤りがあった場合でも、これにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

第23条　債務者利用の停止

契約者に以下の事由がひとつでも生じた場合は、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなく、業務規程等に定める債務者利用停止措置をすることができるものとします。

①業務規程等に違反した場合
②でんさいネットより取引停止処分が科された場合
③当行が特に必要と認める場合

第24条　サービスの停止および廃止

当行は、契約者に対して90日前までに事前に通知することをもって、本サービスを停止または廃止することができます。ただし、緊急を要する場合その他のやむをえない事由がある場合は、当行はこの期間を短縮できるものとします。本条に基づき当行が本サービスを停止または廃止した場合、契約者は当行に対し一切の異議を述べず、かつ本サービスの停止または廃止によって生じた損害については、債務不履行、不法行為、不当利得その他の請求の原因を問わず、当行に対してその賠償の請求は行わないものとします。

第25条　解約等

1. 契約者による解約
契約者は、いつでも利用契約を解約することができるものとします。

2. 当行による解約
当行は、次の事由のいずれかが生じた場合、またはその他いつでもその都合により、利用契約を解約することができるものとします。

① 契約者について破産手続またはそれに準ずる倒産手続が開始された場合
② 契約者が死亡した場合
③ 申込口座が強制解約された場合
④ 契約者が業務規程の規定する利用契約の締結要件（ただし、電子記録債権に係る債務の支払能力に関する要件は除きます）を満たさなくなった場合
⑤ 契約者が公序良俗に違反する行為を行った場合
⑥ でんさいネットが、当行との間の業務委託契約を解除する場合
⑦ 契約者が業務規程等に繰り返し違反しもしくは違反した状態が継続する等、でんさいネットの運営を損なう行為があった場合
⑧ その他でんさいネットまたは当行が前各規定に準ずると認めた場合

3. 解約の方法
第 1 項の解約にあっては、当行所定の書面により当行に通知する方法によるものとします。第 2 項の解約にあっては、契約者に通知する方法によるものとします。

4. 解約の効力発生時点
（1） 第 1 項の解約にあっては、前項の書面を当行が受け付けたうえで当行所定の方法により当行が解約手続を完了した時に、第 2 項の解約にあっては、当行が通知する解約日に、解約の効力が生じるものとします。第 1 項の解約に関し、当行所定の書面による通知により直ちに解約の効力が生じるわけではないことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。
（2） 前記（1）に定める効力発生時において未消滅電子記録債権がある場合には、前記（1）にかかわらず、当該未消滅電子記録債権の全部が消滅したことが支払等記録等によってでんさいネットにより確認された時に、解約の効力が生じるものとします。このことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

5. 申込口座の解約
（1） 申込口座の解約（当行の解約権の行使による解約を除きます。後記（2）において同じ）がされた場合には、前各項にかかわらず、その解約時に、利用契約も自動的に解約されるものとします。
（2） 未消滅電子記録債権がある場合は、当該未消滅電子記録債権の全部が消滅したことが確認されるまで、申込口座の解約は不可とします。
（3） 申込口座が当行の解約権の行使により解約された場合については、前各項によります。

6. 未払手数料の精算
契約者は、解約の効力が生じたと同時に、直ちに当行に未払手数料を支払うものとします。

第26条　過振り

1. 口座間送金決済に関し、第 11 条第 1 項(2)に定める引落が残高不足によりできないにもかかわらず、当行の裁量により引落資金をこえて、でんさいネットから提供される決済情報に記載されている債権者口座あての振込通知をした場合には、当行からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。

2. 前項の不足金に対する損害金の割合は年 14%(年 365 日の日割計算)とし、当行所定の方法によって計算します。

3. 第 1 項により当行が振込通知をした後に 15 時までに申込口座に受け入れまたは振り込まれた資金は、同項の不足金に充当します。ただし、15 時以降に入金した資金であっても、当行が認めた場合には不足金に充当することができるものとし、この取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

4. 第 1 項による不足金、および第 2 項による損害金の支払がない場合には、当行は諸預り金その他の債務と、その期限のいかんにかかわらず、いつでも差引計算することができます。

5. 第 1 項による不足金がある場合には、本人から申込口座に受け入れまたは振り込まれている証券類は、その不足金の担保として譲り受けたものとします。

第27条　その他各種申出・届出・通知・申立等の方法

契約者からの各種申出・届出・通知・申立および当行からの各種通知等に関する方法に関して、本規定に定めのないものについては、当行所定の方法によるものとします。

第28条　規定等の適用

本規定および業務規程等に定めのない事項については、契約者が当行との間で別に締結している銀行取引約定書、電子記録債権割引約定書、当座勘定貸越約定書、普通預金規定、当座勘定規定、振込規定、「みずほ e- ビジネスサイト」利用規定、みずほビジネスWEB利用規定、その他の約定書および規定を適用するものとします。

第29条　規定の変更

民法第548条の4の規定により、当行は、変更内容および変更日を当行ウェブサイト上への掲載またはその他相当の方法で周知することにより、本規定の各条項その他の条件を変更できるものとします。この場合、変更日以降は、変更後の規定を適用するものとします。

第30条　権利・義務の譲渡・質入等の禁止

契約者は、利用契約上の権利または義務の全部または一部について、他人に譲渡、質入その他の処分をしてはならないものとします。

第31条　準拠法と管轄

利用契約は日本の法律に準拠し、日本の法律に基づき解釈されるものとします。利用契約に係る事項に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行の本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

以 上

(当行が契約している指定紛争解決機関 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772)

【2013 年 2 月 18 日制定】
【2024 年 11 月 18 日改定】
【2026 年 1 月 22 日改定】